

内部通報規程

(適用範囲)

第1条 この規則はSOS総合相談グループ（以下、「SOS」という）のすべての会員、社員に適用する。

(目的)

第2条 本規程は、社員等からの組織的又は個人的な不正行為に関する通報及びそれに関する相談を適切に処理するための仕組みを定めることにより、不正行為の未然防止、早期発見及び是正を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

(責任者)

第3条 本規程の運用に関しては、理事長を責任者とする。

(会員、社員等の責務)

第4条 全ての会員、社員はSOS内における不正行為を認知したときは、その是正に努めなければならない。

(相談窓口及び通報窓口)

第5条 相談、通報を受け付ける窓口（以下、「通報窓口」という）を情報管理委員会に設置する。

(相談者及び通報者)

第6条 通報窓口の利用者は、SOSの会員、社員、及び会員であった者並びにSOSの取引事業者とする。

(通報対象行為)

第7条 通報窓口は、SOSの業務において法令違反行為、社内規程違反行為及び倫理綱領違反行為（以下、「不正行為」という）が生じ、又は生じるおそれがあることについての通報を受け付ける。

(情報共有の範囲)

第8条 相談、通報において知り得た情報は、情報管理委員会の構成員に限り共有することができる。ただし、当該相談者又は通報者の承諾のある場合にはこの限りではない。

(通報の方法)

第9条 通報窓口の利用方法は電話、電子メール、FAX、書面、面会とする。

(通報窓口における配慮)

第10条 通報窓口は、電子メール・FAX・書面により相談、通報がなされた場合、相談者および通報者（以下、「通報者等」という。）に対し、速やかに通報を受領した旨を通知する。また、通報窓口は、通報を受け付けた後、調査が必要であるか否

かについて公正、公平かつ誠実に検討し、通報者等に対し速やかに今後の対応について通知する。

(調査)

第11条

1. 相談、通報された事項に関する事実関係の調査は情報管理委員会が行う。
2. 情報管理委員長は、調査する内容に応じ、関連する委員会、部会のメンバーから構成される調査チームを設置することができる。

(調査における配慮)

第12条 調査担当者は、調査の実施に際し通報者等の秘密を守るため、通報者等が特定されないよう調査の方法に十分に配慮しなければならない。

(調査結果)

第13条 相談、通報窓口は、調査担当者の調査の結果を踏まえ、調査結果を可及的速やかにとりまとめ通報者等に対しその結果を通知する。

(是正措置)

第14条 調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、SOSは速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(是正結果の通知)

第15条 SOSは被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者等に対し遅滞なく是正結果について通知しなければならない。

(フォローアップ)

第16条 通報窓口は、通報処理終了後も通報者等に対して通報を理由とした不利益取扱いや嫌がらせ等が行われたりしていないかを確認するなど、通報者等保護に係る十分なフォローアップを行う。

(通報者等の保護)

第17条

1. 何人も通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対しても不利益取扱いを行ってはならない。
2. 相談、通報業務に携わる者は、通報者等の承諾その他の正当な理由がない限り、通報者等の秘密又は個人情報その他の相談、通報において知り得た情報を漏らしてはならない。

附則

(施行期日)

- 1 本規程は令和4年4月1日から施行する。